

平成20年度事業計画書

平成20年度 事業計画書目次

☆ はじめに・法人の行う事業・事業方針	（3）
《施設介護サービス事業》	
☆ 相談員指針	（5）
☆ 介護業務指針	（7）
*生活目標	（8）
*重点目標	（9）
*行事予定表	（10）
*クラブ活動実施予定・行事委員（その他委員）	（13）
*フロア担当・クラブ委員	（14）
*介護日課表（日・夜勤帯）	（15）
*処遇（週間）実施表	（17）
☆ 看護業務指針	（18）
*看護業務日課表	（21）
*居宅介護サービス事業 看護業務指針	（22）
☆ 栄養課業務指針	（23）
《居宅介護サービス事業》	
☆ 居宅介護サービス事業運営指針	（27）
*ディサービスセンター年間行事実施予定表	（30）

《運 営》

☆ 運営会議・フロア会議 他	(32)
* 会議組織図	(36)
* 施設・居宅介護サービス事業職員配置状況	(38)
* 予防管理組織編成表	(39)
* 夜間（非常）消防体制	(40)
* 自衛消防隊編成表	(41)
* 研修計画表	(42)

はじめに

社会福祉に対する人々のニーズは、多様化、高度化するとともに常に変化しています。社会福祉施設は、これからの動向を的確に把握し、又日々変わりゆく介護保険を取り巻く環境にも柔軟かつ適切に対応していかなければなりません。

施設の運営に当たってはこのことを踏まえ、「すこやかで豊かな老い」を目標に、『「和願愛語」の精神で先進の社会福祉と一人一人の幸福を実現する』という成和会の経営理念を実践することにより楽しく、明るい施設として利用者から信頼され、安心して日常生活ができる場所となるよう、介護技術及び処遇の充実拡大を図るとともに、地域社会並びに関係機関との連携を密にし、施設の持つ機能を十分認識のうえ、在宅福祉サービスに取り込みながら施設運営の基礎整備と伝統の構築に努めます。

法人の行う事業

- 第1種社会福祉事業
 - 施設介護サービス事業
 - 1 特別養護老人ホーム菊水苑 定員 80名
 - 2 特別養護老人ホーム喜志菊水苑 定員100名
- 第2種社会福祉事業
 - 居宅介護サービス事業（菊水苑、喜志菊水苑共通）
 - 1 老人デイサービス事業
 - 2 老人短期入所事業
 - 3 在宅介護支援センター事業
 - 4 老人居宅介護等事業
- その他の事業
 - 居宅介護支援事業
 - 1 菊水苑居宅介護支援事業所
 - 2 喜志菊水苑ケアプランセンター
 - 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

事業方針

- 施設介護サービス事業
 - ① 特別養護老人ホーム菊水苑

施設の健全な環境に努め、人間尊重の精神のもとに、たえず利用者のニーズを性格に把握して、利用者を中心とした安全・快適なサービスの提供し、利用者には選ばれる施設を目指す。
- 居宅介護サービス事業
 - ① 老人デイサービス事業

在宅のねたきり老人、虚弱老人等を対象に、通所により各種のサービスを提供し、老人の社会的孤立感の解消、心身機能の低下防止等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担を軽減する。
 - ② 老人短期入所事業

在宅のねたきり老人、虚弱老人等を介護する家庭において冠婚葬祭・介護疲れ等の理由により、家庭で介護できない場合、一時的に特別養護老人ホームに入所し、在宅のねたきり老人及び家族の福祉の向上を図る。
 - ③ 在宅介護支援センター事業

在宅介護に関する総合的な相談に応じたり、福祉サービスを提供したり必要な社会資源を有効に活用できるように、医療・保険・市町村等の各関係機関との連絡調整などの便宜を供与して、地域の要介護老人とその家族の福祉の向上を図る。

④ 老人居宅介護等事業

日常生活を営む上で支障がある老人の属する世帯に対して、家事、介護等の援助を行い、潜在している問題点（ニーズ）を早期に発見し、必要なサービスの提供を行う。

○居宅介護支援事業

① 菊水苑居宅介護支援事業所

要介護者等からの相談に応じた、また要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

○障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

障害者が居宅において日常生活を営む事が出来るよう、障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

1 相談員指針(介護支援専門員)

介護保険制度における契約制度の特徴を活かせるように、利用者様、ご家族様の立場に立った相談援助を行い、サービス提供に役立てます。また、施設及び利用者からの電話連絡や来苑の際の相談等は記録を残して、ご家族様や職員間の意思疎通を円滑にすすめます。

2 重点目標

- 1 地域に安心を与える事業の展開を促進する。
- 2 利用者の笑顔が連なるサービス提供が実施出来るよう、一人ひとりのニーズの抽出を施設サービス計画書を通し実施する。
- 3 施設内研修の年間計画の作成と実施の依頼を行う。

※相談員業務内容

1 入所申込みに関する業務

ア 入所申込み希望者の受付。

- イ 希望者には、施設内を案内。
- ウ 入所判定会議の開催。
- エ 入所申込者現況調査の実施。

2 新規入所者の案内

- ア 新規入所者の案内説明業務(入所オリエンテーション)。
- イ 施設入所までの他機関(病院・介護老人福祉施設等)との連絡調整。
- ウ 施設と個人の契約締結の為の書類作成業務。

3 施設サービス計画書の作成

- ア 課題分析の実施。
- イ 施設サービス計画書原案の作成。
- ウ サービス担当者会議の開催の照会・各部門・御家族様・本人様との連絡調整。
- エ 施設サービス計画書の同意・説明。
- オ 支援記録。
- カ 定期的なモニタリングの実施。

4 入所者様への施設のサービスの満足度・嗜好調査の実施。

- ア 満足度調査の実施。
- イ 嗜好調査の実施。
- ウ 満足度・嗜好結果の集計・伝達。

5 栄養ケア計画

- ア 栄養ケア計画書アセスメントの協力。
- イ 栄養ケア計画書作成・実施に関する協力体制。

6 職員の資質向上の為の施設内研修企画。

- ア 施設内研修の年間予定を作成する。
- イ 施設内研修実施の依頼。(各部門)。

7 安全管理体制

- ア 介護現場におけるリスクマネジメントの推進。
- イ 事故発生時の事故報告書の作成。

8 短期入所業務

- ア 利用予定表の各部署への伝達。

イ 利用予定者のPC入力。

9 特養稼働状況の把握

ア 入院者状況の把握・入院者の病院訪問。

イ 特養ベッド空き状況の把握。

10 施設広報(ホームページブログ)の作成

ア ブログの作成・更新。

11 その他

ア 会議等の書記。

イ 他業種への連絡。(福祉用具の購入・施設備品の修理依頼等)

ウ 家族等への連絡調整。

介護業務指針

処遇方針

『基本的人権の尊重』

—私達の使命—

私達菊水苑（成和会）職員は、当苑の生活、各種在宅支援に於いて利用者の皆様が真に人間として尊重されより良い信頼関係のもとに安心して生活、並びにご利用していただけるようサービスに全力を尽くしていきます。

1. 笑顔で優しさのある対応に努める

1. 常に笑顔を絶やさず、言葉遣いには特に注意し命令口調や感情的な暴言にならぬようにする。
2. 利用者の笑顔が常に見られるよう、気持ちの良い心の通い合う援助を行っていく。
3. 人を愛する心を常にもち、プロとしての責任と自覚をもち専門的知識、技術を生かしていく。

4. 常に自立共同型の精神をもち、チームワークを強化しサービスの充実に努める。

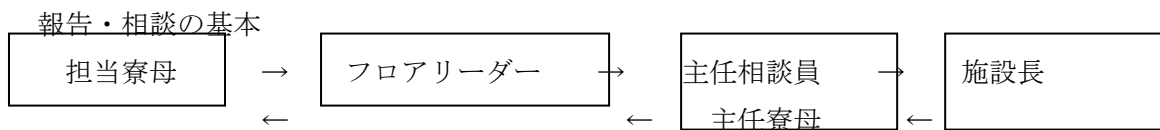
2. 個々のニーズの把握に努める

1. 常に思いやりと優しさをもって利用者の個々のニーズに対応する。

3. フロア単位での責任体制

各フロアにフロアチーフをおき、フロア制での組織を生かし連携を密にし適切で迅速な責任のあるサービス提供に努める。

※各フロアの処遇目標は、別項のフロア担当表に記載



4. サービスの質が問われる時代

1. 介護、医療、看護それぞれが専門職集団として同等の立場で介護サービスを見直してい

き専門職という自覚のもとに求められるサービスを提供していく。

2. リスクマネジメントについての学習を重ね、実践できるよう個別性を重視したケアを長期的に継続する事を定着させる。

5. 職員研修

研修会を通して自己研鑽を重ねプロとしての磨かれた感性とセンスのある実践力をめ

※新人研修 ※リーダー研修 ※OJT研修

6. 利用者の声を聞く（第三者評価事業への取り組み）

利用者のあらゆる声に耳を傾けサービス充実の参考にと、平成13年度より「特定非営利活動法人介護保険市民オンブズマン機構・大阪」による市民オンブズマンを月2回受入れる。

第三者評価機関の調査を受入れ評価を受ける事によって、当施設の事業運営における具体的な問題点を把握しサービスの質の向上に結びつけるとともに、この評価を利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるようにする。

生活目標

4月	気持ちの良い季節になりました。衣服は春らしい物を着て明るい気分で過ごしましょう
5月	緑のさわやかな季節です出来るだけ戸外に出るように心掛けましょう
6月	梅雨時です、食中毒の季節です。食事の前には必ず手を洗いましょう 食べ物の腐りやすい頃です、おやつのお買い置きに気をつけましょう
7月	夏に向けて体力をつけましょう。その為に規則正しい生活、適度な運動を心掛けましょう
8月	毎日暑い日が続いています、水分はしっかりとるように心掛けましょう
9月	夏の疲れが出る頃です。食事をきちんと取って体調を崩さないように気をつけましょう

10月	運動するには良い季節です。身体をしっかり動かしましょう 衣替えの季節です、不要になった衣類は処分し、身の回りの整理整頓をしましょう
11月	朝晩寒くなってきました、冬本番に向けて体をしっかり動かす事から始めましょう。
12月	一年を無事に過ごせたことに感謝し、新しい年を元気に迎えられるよう体調維持に努めましょう
1月	新しい年の始まりです、何か一つだけでも目標をもち少しずつ実現に向かって進みましょう
2月	毎日、寒い日が続いています。風邪をひかないように衣類の調整、うがい、手洗いをしましょう
3月	春はもうそこまできています。ベッドから離れて体をしっかり動かし春を迎えましょう。

重点目標

4月	①処遇目標の設定 ②虚弱者対象のクラブ活動参加を呼びかける ③苑外に出て自然にふれる
5月	①担当寮母は老人との対話に努める ②離床運動の展開 ③清潔な衣料
6月	①苑内外の環境整備 ②食品衛生知識及び食中毒の総点検
7月	①対話、記録の確認と推進 ②体位交換、スキンシップの励行
8月	①盆帰省の誘い

	②家族、地域の交流を深める行事の展開
9月	①敬老行事を楽しむ ②先祖、物故者供養 ③車椅子訓練と屋外訓練の奨励
10月	①害虫駆除で苑内清潔

11月	①栄養指導による健康管理に努める ②観察記録の充実
12月	①正月帰省の誘い ②クリスマスツリーの飾りつけ ③餅つきを楽しむ
1月	①新年行事を楽しむ ②離床運動の励行と評価
2月	①ひな人形の飾りつけ ②消防設備の点検
3月	①ひなまつり行事を楽しむ ②先祖供養

行事予定表

月	行事	内容
4	花見	花見頃に、サービスセンターと合同で、近郊のさくら名所にて食事を取りながら春を感じてもらう。

5	菊水苑まつり	菊水苑の開苑記念日に、苑の更なる発展と入居者の健康を祈願し、祝会を催す。
	端午の節句	5月5日の端午の節句に五月人形を飾り、全員でお祝いの小宴を催す。
7	七夕祭	入居者、職員が一緒になって七夕の飾りつけを行い、おやつは流しソーメンにて楽しいひとときを過ごしてもらう。
8	PL花火鑑賞	美しいPL花火を玄関前広場より見物し楽しんでもらう。
	納涼盆踊り大会	盆踊り、屋台見物を通して夏の風情を味わい楽しんでもらうと共に地域住民との交流をはかる。
9	敬老祝会	入居者の敬愛の意味をこめて楽しい企画で祝会を催し、入居者全員にプレゼントを配る。職員の余興によりいっそう雰囲気盛り上げる。
	彼岸法要	(物故者法要)毎年お彼岸に菊水苑で亡くなられた方の供養をし、その霊を弔う。
10	観月会	ススキとお団子を供え、名月を鑑賞する。

月	行事	内容
---	----	----

11	紅葉見物	紅葉の美しい頃に、デイサービスセンターと合同で、近郊の紅葉の名所にて食事を取りながら秋を感じてもらう。
	文化祭	模擬店等を行うと共に、日頃のクラブ活動の中での成果としての作品を展示し地域住民に鑑賞して頂く。
12	クリスマス	クリスマスパーティーを催し、楽しく食事を取りながらサンタクロースと一緒に楽しいひとときを過ごしてもらう。
	もちつき	入居者と職員が一緒になって、三が日に自分の食べるお雑煮に入れる餅をつく。
	忘年会	美味しい食事や職員の余興、カラオケなどを楽しみにしながら今年一年を振り返る。
1	新年会	施設長の年頭の挨拶に始まり、おせち料理やおとそにて新年を入居者、職員みんなで祝う。
	初詣	新年を迎えて近隣の神社にデイサービスセンターと合同でお参りし入居者各人がそれぞれの思いを祈願する。
	お茶会	(初釜)職員がお茶を立て入居者に味わってもらう。
2	節分	職員が鬼に扮して厄払いを行い、豆まきで福を呼び込む。
3	ひな祭り	3月3日の桃の節句に、ひな人形を飾った食堂にて、甘酒やひなあられ、桜餅を味わい楽しい一時をおくる。

月	行事	内容
毎月	お誕生日会	その月の誕生日者に職員の手作りの誕生日者カードを送り、入居者と職員みんなでお誕生日を祝う。
4 7 10	たこ焼きデー	おやつとして食堂にて屋台を出し、入居者に焼き立てのたこ焼きを食べてもらう。
11 5 3	鍋物デー	昼食に寄せ鍋、すき焼きと言った鍋物を用意し、冬の寒さを吹き飛ばしてもらう。

クラブ活動実施予定

目的：各クラブに参加する事により、施設での生活を有意義にし、お互いのコミュニケーションの場としての活用もし、個人個人が生きがいとなるよう援助する。

クラブ名	実施日	参加人員	講師
書道	毎月第2・4土曜日	7～10名	中谷先生
俳句	毎月第2水曜日	2～3名	谷口先生
組紐	毎月第1・3木曜日	2～3名	桧垣先生
音楽	毎週水曜日・木曜日	25～30名	松本先生
カラオケ	毎月第2・4日曜日	25～30名	クラブ担当寮母
陶芸	随時開催	2～5名	クラブ担当寮母

行事委員

行事名	担当者名
前期行事 (4～9月)	栗林・福永・田村・仲・鍋谷 (アドバイザー：田村・坂浦・山嵜)
後期行事 (10～3月)	戸松・永田・西尾・佐伯真・佐伯直 (アドバイザー：田村・坂浦・山嵜)
誕生会	佐伯(真)・中澤・南・谷口

その他委員

委員名	担当者
物品購入	西尾
修理依頼	坂浦

フロア担当

フロア	リーダー	サブリーダー	メンバー
旧館1F	西尾	永田	吉内・北野上・田代・山本
旧館2F	戸松	福永	武本・中田(竜)・神谷・谷口
新館2F	栗林	佐伯(真)	明石・中澤
新館3F	田村	仲	中田(羊)・南・角田

フロア処遇目標

旧館1F	身体介護を中心としたフロア 清潔—環境整備・身体の清潔 安心—身体的健康・安全・規則正しい生活
旧館2F	精神的安定を中心としたフロア 日中の離床、コミュニケーション
新館2F	自立を促進し人との和を中心としたフロア 各自の意見を尊重し意見を取り入れ快適な生活をして頂く。
新館3F	認知症フロアとしての特徴を生かし清潔で明るいフロア。 健康で心の安定が保てる介護。

クラブ委員

クラブ名	担当者(活動記録管理者)名
書道	中谷先生・北野上・角田
俳句	谷口先生・田代・中澤
組紐	桧垣先生・吉内・谷口
音楽	松本先生・武本・仲
カラオケ	福永・南・日勤寮母
陶芸	佐伯(真)神谷

介護日課計画表 (日勤帯)

特別養護老人ホーム菊水苑

時間	勤務時間	日勤帯業務	備考
7:00		早出者出勤・・・食堂業務 2名	
7:30		入所者朝食・・・配膳・朝食介助・下膳・誘導・口腔ケア フロア掃除	
8:00	夜勤者 ※早出者 8~8:30休憩		
8:30			
9:00		日勤者出勤・・・朝礼・ラジオ体操・掃除 臥床・排泄介助・NC・センサー対応	PHS引渡し 夜勤者→日勤者
9:30			夜勤者4名退出
10:00		クラブ活動	
10:30		遅出者・・・1名出勤	
11:00	早出 日勤	排泄・移動・誘導介助	寮母食事休憩
11:10		遅出者・・・食堂待機(お茶・キザミ食準備)	11:10~12:00
12:00		入所者昼食・・・配膳・昼食介助・下膳・誘導・口腔ケア	
12:30			遅出・フロア待機者休憩 12:50~13:40
13:00		遅出	
13:50		健康体操・排泄介助	
14:00		入浴・着脱介助	
14:30		月・木特別入浴・中間入浴 火・金一般入浴(旧館) 水・土一般入浴(新館)	
15:00		排泄介助	
15:30			
16:00		早出者退出	
16:30		夜勤リーダー 医務と内服薬の申し送り 夜勤C 食堂準備 夜勤他2名 配茶	寮母休憩 17:05~17:30
17:00			
17:30		ミーティング(2階寮母室)	日誌記録(日誌担当者)
18:00		入所者夕食・・・配膳・昼食介助・下膳・誘導 日勤者退出	
18:30			
19:00	夜勤者		
19:30		遅出者 1名退出	

介護日課計画表 (夜勤帯)

特別養護老人ホーム菊水苑

時間	勤務時間	夜勤帯業務	備考
16:30		夜勤者4名出勤・・・担当業務・夜勤リーダー医務と内服薬の申し送り	
17:00		夜勤C 食堂準備 夜勤他2名 配茶	
17:30		ミーティング(2階察母室)	PHS引渡し 夜勤者→夜勤水苑
17:45	第1週 退勤	夜勤休第2週-----各フロア移動第3週-----特別養護老人ホーム菊水苑	第4週-----リーダー引継
18:00	午前 特別入浴	特別入浴 NCセンサー対応 入所者 特別入浴 配膳・夕食介助・下着替え	特別入浴 理容
18:30	午後 中間入浴	中間入浴	中間入浴 理容
19:00			センサー2階察母室集中
19:30	午前	退勤1名退勤・・・夜勤者、各フロアにて業務	夜勤者C・D休憩(夕食) 19:30~20:00
	午後 旧館入浴	旧館入浴	旧館入浴 理容
			夜勤者A・B休憩(夕食) 20:00~20:30
21:00	午前 音楽療法	ナイトケア(着替え)・排泄介助・消灯 俳句クラブ 音楽療法	理容 音楽療法
22:00			
23:00	午後 新館入浴	巡回 新館入浴	新館入浴 理容
			2階察母室集中 夜勤者A・D仮眠
0:00		巡回・排泄介助	23:00~1:30
1:00	午前 特別入浴 紐紐クラブ・音楽療法	特別入浴 音楽療法	特別入浴 理容
			音楽療法 仮眠
2:00	午後 中間入浴	巡回 中間入浴	中間入浴 理容
3:00		巡回・排泄介助	1:30~4:00
4:00	午前 苑内売店	苑内売店	苑内売店 理容
5:00		巡回	
6:00	午後 旧館入浴	旧館入浴 モーニングケア	旧館入浴 理容
		排泄・離床介助	
7:00	午前 書道クラブ	放送・朝食準備・誘導	書道クラブ
7:30	午後 新館入浴	入所者朝食 早出者出勤 新館入浴	新館入浴 理容
8:00		配膳・朝食介助・下着替え・誘導 排泄介助(センサー) 引継事項チェック(リーダーへ)	新館入浴 休憩 18:00~8:30
8:30	午前 早出		
9:00	午後 カラオケクラブ	朝礼・ラジオ体操 各フロアトイレ掃除	カラオケクラブ
9:30			PHS引渡し 夜勤者→日勤者
	(1) シャワー浴(7~9月日勤)		(8) 診察 広谷Dr [内科]
	(2) 丸刈り[散髪](随時)		(月・火・水・金曜日)
	(3) 喫茶「菊水苑」(毎日)		田中Dr [神経科]
	(4) 衣料品買物(第2週月曜日)		(水・土)
備考	(5) オシメ・洗濯たたみ 作業奉仕(随時)		(9) リハビリ訓練(月~土 10:00~11:30) PT. 毎週月(18:30~20:00)
	(6) 冷房(7月上旬~9月上旬) 暖房(11月中旬~3月上旬)	18	毎週火・金(10:00~12:00)
	(7) お誕生会(最終週金曜日)		(10) 体重測定 低リスク者・・・1回/月 中・高リスク者・・・2回/月

看護業務指針

入居者のほとんどが何らかの慢性疾患のある高齢者である事をふまえ、日頃の健康状態、疾病の程度を正確に把握し、疾病の予防、異常の発見、苦痛の緩和に務め他職種間と連携し適切な治療、看護に結びつけ終末介護においても苑の中で安らかな終末を迎えていただけるような人間的ふれあい、スキンシップを中心とした看護、介護を提供する。利用者の希望を尊重したサービスを行い、全職員が利用者の心をつかみ利用者の本当の気持ち（ニーズ）を理解できる施設、利用者には選ばれる施設を目指し地域福祉の書くとしてホームドクター、訪問看護婦、介護ヘルパーとの連携を密にして地域の特性に合った看護、介護を提供する。

（１）理念

- ①心・・・・・・・・・・人間を愛する心、責任と自覚心、親切心。
- ②知識（技術）・・・・・・・・専門的知識、技術を生かして冷静に状態やニーズに対応する。
- ③より良い人間関係・・・・・・・・人と人とのかかわりの中で人間関係を持つ。
- ④健康・・・・・・・・・・心身ともに健康に努める。
- ⑤共感的な態度・・・・・・・・ターミナルステージ（終末）で入居者の情報を共有し、いろいろの痛みや苦痛の除去、緩和、解放し、やすらぎを与え看取る。家族、医師、寮母との連携のもとに共感的な態度で接する。

（２）健康管理

1. 日常生活能力の維持

- ①寝たきり防止、機能低下の防止

2. 疾病の予防

- ①症状変化の予測、悪化の予防、日々の細かい変化。
- ②異常の早期発見、早期対応、医療の必要性の判断。
- ③生活行動レベルの判断、生活行動範囲の決定。
- ④病状変化の予測、適切な対応。

3. 医療処置

- ①手当て、苦痛緩和

②緊急時の対応、終末ケア、その他

4. 健康教育

①慢性疾病を持つ老人への日常生活の中に密着したアプローチ（助言、励まし等）

②関係医療機関の連絡調整及び連携

5. 精神的支援

①老人が何を求めているかという老人の心の悩みや、訴えを正しく理解し共に受
容し共感的な関わりの中で心の支えとなる。

②終末を安らかに迎えられるように精神的支援をする。

6. 健康管理面からの支援

①施設においての看護業務の中での主流を成す。早期に異常を発見し状況判断し、
医師・他職種と連携し医療立場からの助言等を行う。

(3) 老人の病気の特徴

1. 症状があてにならない。個人個人がまちまちで典型的症状が現れにくい。

①熱の出ない肺炎。

②胸痛の少ない心筋梗塞。

③腹痛のはっきりしない腸閉塞。

2. 一人でいくつもの病気を持っている。熱や脱水でせん妄の様な意識障害。
つまずきなどで骨折。

3. 精神状態の不安定を招きやすい。

①環境の変化や背心的ストレス、些細な病気でもそれが原因となって認知症が進
行したり、不眠、うつ状態、せん妄、心気症、精神動揺がでたりする。

4. 薬の副作用が出やすい。

5. 体力予備力には個人差が大きいので客観的に見極める。

6. 常に、精神状態が安定しているのか観察し、誠意を持って訴えや話を聴いて早期
に十分な対応をする。

(4) 入所時の診断書等情報を元にした状態の把握

ADL、精神状態、褥瘡、皮膚疾患、排泄状況、薬の服用等の状況把握。

(5) 診察の補助

1. 指示による検査処置を行う。

2. 他科への受診の介助（緊急時等）。
3. 与薬の管理、服用の工夫と確認。
4. 入居者の定期、健康診断の実施（X－P検査、血液検査）
5. 月1回の血圧、月3回の体重測定。

(6) 疾病発生時の対応

1. 医師への報告

①時間

②一般状態

③食事の摂取状況

④排便、排尿の状況

⑤精神、身体の状況

正確な情報を速やかに報告、指示を受ける。

2. 特に夜勤者へは、個別の観察のチェックポイントの説明、可検物の保存の必要性を教える。

3. 全職種間で情報の共有・提供の大切さを知ってもらい、早く些細な事でも知らせてもらい対応する。

(7) 緊急時の対応

1. 医師との緊密な連絡と適切な情報提供。

2. 必要に応じて医師、看護婦からの家族への説明。

3. 家族と相談し出来る限り対応する。

4. 緊急時の協力、病院との連携。

5. 救急車の要請、対応（本人の今までの病状を書き持つておく）

(8) その他看護業務

・バイタルサインの測定。

血圧・呼吸・脈拍

・終末看護

点滴抜去時止血法

・緊急処置

止血法・ガーゼ交換・軟膏使用

・消毒範囲

ガーゼ缶・鉗子・鑷子

・水分補給の大切さ

尿量と水分

・排泄の観察

排便・排尿（色・量・臭）

・食事介助

食欲不振、食事摂取量の低下、義歯の有無及びその適合状態、嚥下状態の観察、体調に合わせた摂取しやすい食事への変更。

・寝たきりになった時の介助

事故やケガが起こった時点での観察と状況の把握と報告

看護業務日課表

看護業務日課表		
時間	業務内容	
8:45	交換車下降	夜勤者より報告聴取・与薬準備
9:00	朝礼	報告・カンファレンス・ラジオ体操
9:30	カンファレンス 居室訪問	食事・排便・睡眠・バイタルサインのチェック 居室回診（ガーゼ交換・軟膏塗布）
11:30		医務室にて看護記録・指示受け
12:00	与薬（管理）	配膳及び食事介助・摂取状況の観察
14:00	入浴介助	ガーゼ交換・軟膏塗布
15:00	検温	居室訪問・バイタルチェック
16:00	居室訪問	看護記録
17:30	ミーティング	異常者の居室訪問・夜勤者への申し送り
18:00	与薬（管理）	配膳及び食事介助・摂取状況の観察
		1ヶ月に1回体重測定（寮母）
		血圧測定
		指示のある時の採血・検尿・EKG

看護業務指針

(居宅介護サービスでの看護婦の役割)

1. 利用者がショートステイやデイサービスで1日の活動を始める前にバイタルチェックすると共に健康管理の助言、指導を行う。
2. 事前面接時に状態把握
 - ・ 本人の状態を知る。
ADL、精神状態、床ずれ、皮膚疾患、排泄状況、薬の服用状況等。
 - ・ 家庭での生活を知る
食事方法 (粥・ご飯・キザミ食)
移動方法 (杖・歩行器・車椅子)
排泄介助方法 (おしめ・ポータブル・バルーン挿入等)
3. 入浴
 - 入浴に際しては裸になったときの全身状態、皮膚疾患の観察等を行い必要に応じて軟膏塗布処置を随時施行し記録する。
4. 緊急時連絡先の確認
5. ケアプラン作成の参加 (個別処遇計画)
 - ・ 医療上の問題点を取り上げて、医師・理学療法士・寮母・指導員と共に情報を交換、共有しながら参加する。
6. 健康管理面からの支援
 - ・ 施設における看護業務の中で主流を成すものである。
 - ・ 異常の早期発見に努め状況を判断し医師、他職種との連携をはかる。

栄養部門業務指針

～心の栄養が得られる食事へ～

昔から「食は命なり」と言われるとおり栄養施策は生活習慣病の予防 QOL (Quality Of Life) の向上、生き甲斐を高め、さらには生活の満足感、充実感にとって極めて重要です。

平成17年10月の介護保険制度一部改正、18年4月の介護保険制度改正により、食費の自己負担や栄養ケア・マネジメント加算、療養食加算、経口移行・維持加算等が介護保険施設への適用に伴い、管理栄養士が利用者様一人一人の意向や問題点を細やかに把握し、施設サービス同様に個人に合った効率的・効果的な栄養ケアの提供が求められています。

また健康管理面だけでなく、毎日の食事を楽しんでもらう為に、献立作成から喫食までの一連の食事や食事環境にも利用者様のニーズが反映できるよう努めます。

また、食は文化といわれるように、食事の盛り付け、食器などにおける季節感のある献立、適温適時、衛生管理にも留意し、すべての人から喜ばれ安心、安全な食事の提供を目標とします。

(1) 基本的な考え方

個々人の栄養状態を把握した上での栄養バランスのとれた家庭的な心のこもった食事、そして生き甲斐を感じられる様な食事と環境の提供と、暖かく、明るく楽しい安全な食事作りのため、次の事項を実施します。

- ①利用者様一人一人の意向、栄養状態、問題点の把握。
- ②利用者様の栄養状態やニーズにあった食事の提供。
- ③適時適温給食の実施。
- ④メニューの多様化（選択メニューの実施）。
- ⑤季節感のある献立づくり。
- ⑥生活の場にふさわしい行事食の実施。
- ⑦嗜好調査に基づいた代替食の実施。
- ⑧ゆとりのある食事時間・食事スペース。
- ⑨食の安全の為に衛生管理。
- ⑩利用者様の食費を有効的に利用する為のコスト管理。

(2) 基本的処遇方針

1. 栄養管理

①栄養ケア・マネジメント

個別の利用者様の栄養状態に着目し栄養ケア・マネジメントを行う。

- 1 栄養スクリーニングを行い、低栄養状態のリスクを把握する。
- 2 栄養スクリーニングを踏まえ、利用者様の解決すべき課題、ニーズを把握する為、関連職種協働で栄養アセスメントを行う。
- 3 上記アセスメントに基づいて、栄養補給、食事環境、課題解決の施策等について、栄養ケア計画を作成する。
- 4 栄養ケア計画を栄養ケアカンファレンスにおいて、関連職種との話し合いのもと完成させる。
- 5 栄養ケア計画について、利用者様及び家族様の同意を得る。
- 6 栄養ケア計画に基づき、栄養ケアを提供し、継続的にモニタリングを行い評価する。
- 7 栄養ケア計画は、利用者様の状態やニーズに合わせ適宜変更を行い、より良いケアの提供に努める。
- 8 栄養スクリーニング、栄養アセスメントも低栄養リスクに合わせ定期的に行い、栄養ケア計画の見直しを行う。

②食事摂取基準

4月1日及び10月1日現在の給食人員の年齢、性別、身長・標準体重からの基礎代謝量、身体活動レベルより推定エネルギー必要量を算出、その他の栄養素は「日本人の食事摂取基準（2005年版）」に基づき、性・年齢別に食事摂取基準（推定平均必要量、推奨量、目安量、目標量、上限量）を算出する。ナトリウムのみ、目安量の表記が無い為、前年度実績値を基準値とする。

なお、栄養管理の実際に用いるにあたっては、個々人にあつた栄養ケアを提供する為に上記食事摂取基準を満たした、施設内約束食事箋を用いる。

③食品構成表

食事摂取基準及び、前年度加重平均成分表に基づき作成する。

④献立作成

食品構成表に基づき、利用者様の嗜好や、季節感のあるバランスのとれたものにする。

2. 食事の種類

①食事区分

常食（１）～（６）、嚥下食、濃厚流動食、糖尿食（14～17単位）。

②食事形態

常食：普通食、粗きざみ食、きざみ食、
極きざみ食、極きざみとろみ付食、
嚥下食：流動食、ゼリー食。

③代替食

体重、禁忌、その他著しい嗜好、栄養改善に対応。

3. 複数メニュー

①選択メニュー

イ. 朝食：米飯食、粥食、パン食（２種）。
ロ. 昼食、夕食：毎日、選択メニューと定食メニューを交互に実施
（日曜日のみ単一メニュー）。

4. 行事食等

①全体行事として実施される行事食の提供・おやつ提供。

②全体行事の他にお楽しみメニュー

- ・鍋物デー（11月～3月）。
- ・たこやきデー（4. 7. 10月）。
- ・利用者様の誕生日に、手作りケーキを提供。
- ・散らし寿司（毎月1回）

5. 給食サービス

①地域の独居老人を対象に週5回（月～金）お弁当を配達する。（水曜日のみ河南町社会福祉協議会ボランティアが調理）

6. 調査

①嗜好調査：2ヶ月に1回のアンケート調査及び、栄養アセスメント実施時に利用者の要望・意見等を聞き、その結果を給食運営会議、栄養ケアカンファレンスで報告・協議し献立、栄養ケアに反映させる。普段の会話でも利用者様の意見を傾聴。

②喫食量調査 : 低栄養リスク“低リスク”者は週に1日、“中リスク”“高リスク”者は毎食喫食量を調査し、嗜好、栄養状態の把握を行う。

7. 衛生管理

①検食 : 施設職員により毎食実施し、記録する。

②保存食 : 原材料及び調理済食品を、食品ごとに50g程度を-20℃以下で2週間以上保存する。

③検便 : 毎月1回以上実施。

④健康チェック : 年1~2回実施。

⑤個人チェック : 毎日、調理従事者の個人チェックを行い、必要な指導を行う。

⑥食品衛生 : 食材料の検品、調理時の中心温度のチェック等を厨房内衛生管理マニュアルに沿って行う。

8. 食数管理

開始、変更、食止は食事箋により処理し、無駄のない食数管理を行う。

9. 食事管理

栄養ケア計画に沿って食事を提供し、各個人の食事札を作成し、個別の食種コメントのチェックを配膳前に行うとともに、盛り付けや食器の工夫など食事環境面にも配慮する。

10. 連絡調整

① 部署内連絡 : 厨房内ミーティング（毎朝）、献立ミーティング（随時）。

② 他部署との連絡 : 朝礼（毎朝）、ミーティング（毎夕）、給食運営会議（毎月）、栄養ケアカンファレンス（随時）、サービス担当者会議（4回/月）、感染症委員会（毎月）、褥瘡委員会（毎月）。リーダー会議（毎月）

11. 職員研修

職員は、施設栄養士としての資質向上と、施設サービス向上の為、積極的に研修等に参加する。

1 2. その他

①おやつ（間食）： 苑内行事、デイサービス、栄養ケアに含まれるもの。

②常備食品： ふりかけ、梅干等。

③水分補給： お茶、牛乳、コーヒー牛乳、お茶ゼリー、紅茶ゼリー、アクエリアスゼリー、ジョア等。

④栄養補助食品： エンジョイゼリー、トロミクリア等。

居宅介護サービス事業運営方針

（1）在宅介護支援センター事業

イ. 24時間体制で相談業務を受け付けると共に、緊急の相談等に対しては、内容を的確に把握し、別紙「緊急対応マニュアル」を参考に対処する。

ロ. 訪問活動を積極的に行い、介護・看護の両面からフォローアップし、各福祉サービスの提供と、保険、医療機関との連絡調整を密にしながら住民のニーズに応える。

ハ. 全ての介護に関する相談に応じ、介護機器の展示・販売と併せて情報の提供を行う。

（2）訪問介護事業・訪問予防介護事業

イ. 各種研修会等に積極的に参加し、職員の資質の向上に努める。

ロ. 個別の援助計画を作成し、統一した援助がおこなわれるようにする。また、週1回ケースカンファレンスを実施し、個々の利用者様の身体状況・生活環境等を理解し、援助内容の検討をする。

ハ. 地域との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業所、その他保健医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

二. 派遣対象地域

〔菊水苑〕 河南町・千早赤阪村・太子町・富田林市・河内長野市・堺市美原区

〔喜志菊水苑〕富田林市・河南町・太子町・堺市美原区・羽曳野市

（3）通所介護（デイサービス）事業・介護予防通所介護（デイサービス）事業

イ. 利用対象者

この事業のサービスを受ける事が出来るものは、介護保険におけるよう介護状態又は要支援常態にある高齢者、及び自立（介護保険で非該当）の者または市町村が認める者等とする。

ロ. 開所日時

月曜日から土曜日までの6日間とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。尚、利用者事前面接は必要に応じて行う。

ハ. 各業務内容

A. 入浴サービス

- ・特浴・・・特殊浴槽を利用した入浴で、寝たままの姿勢で入浴する。
- ・中間浴・・・特殊浴槽を利用した入浴で、座位のまま入浴する。
- ・一般入浴・・・部分的介助により自力で入浴する。

B. 給食サービス

- ・管理栄養士の立てる献立表により食事を提供する。

C. 日常動作訓練

- ・理学療法士、訓練助手が対象者の身体機能の回復及び向上、維持を図る。

D. 家族介護者教室

- ・対象者の家族に高齢者介護における正しい知識、技術を学習する機会を提供する。
社会福祉協議会、老人福祉課、保健所、地域等連携を密にし、研究会及び介護講座に積極的に参加、協力する。

家族介護者教室内容

- (a) オリエンテーション、茶話会、反省会などの話し合い。
- (b) 老人の基礎的介護、実技指導、etc.
- (c) 老人の栄養管理、管理栄養士との食生活に関する質疑応答、etc.
- (d) 老人の理解、医師、看護婦による老人の医学的身体的特徴の説明。
- (e) 日常生活動作訓練、日常生活におけるリハビリテーションの指導。

E. 送迎サービス

- ・送迎はマイクロバス、リフト者、寝台車を用いて行う。

F. その他

- ・その他必要なサービスは随時実施する。

(4) 短期入所生活介護（ショートステイ）事業・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）事業。

利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、その他の保健・医療または福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

イ. 利用対象者

この事業のサービスを受ける事が出来るものは、介護保険におけるよう介護状態又は要支援状態にある高齢者、及び自立（介護保険で非該当）の者または市町村が認める者等とする。

ロ. 利用定員

ショートステイ専用ベッドは〔菊水苑 13床、喜志菊水苑 20床〕で、1人でも多くの対象者を受け入れるよう有効に活用する。また、認知症老人の受け入れは前向きに行い、家族の介護負担の軽減を図り、家庭がゆとりある介護が続けられるよう努める。

ハ. 利用可能地域

〔菊水苑〕 河南町・千早赤阪村・太子町・富田林市・河内長野市・堺市美原区

〔喜志菊水苑〕 富田林市・河南町・太子町・堺市美原区・羽曳野市

二. 送迎

必要な場合には、自宅と施設との間の送迎を行うものとする。

(5) 指定居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）

イ. 要介護者等や家族からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況やおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事を目的とする。

ロ. 営業日及び営業時間

営業日は月曜日から土曜日まで6日間とする。ただし祝日、12月30日から1月3日までを除く。営業時間は午前9時から午後6時までとする。

ハ. 通常の事業の実施範囲

〔菊水苑〕 河南町・千早赤阪村・太子町・富田林市・河内長野市・堺市美原区

〔喜志菊水苑〕 富田林市・河南町・太子町・堺市美原区・羽曳野市

二. 標準担当件数はケアマネージャー1人に対し35件を上限とする。介護予防支援業務に係る受託を受けた場合は、当該件数に2分の1を乗じて得た件数を含めて、取扱件数が40件未満とする。

(6) 指定居宅支援事業（障害者自立支援制度）〔菊水苑で実施〕

イ. 障害者自立支援法に基づく身体障害者居宅介護を行う。

ロ. 利用者が居宅において日常生活を営む事が出来るよう、ホームヘルパーを利用者の居宅に訪問させ、身体介護、家事援助、移動介護（ガイドヘルプサービス）日常生活

援助を行う。

ハ. 営業日及び営業時間

営業日は月曜日から土曜日までの6日間とする。ただし祝日、12月29日から1月3日までを除く。営業時間は午前9時から午後5時までとする。

二. 通常の事業の実施範囲

通常の事業の範囲、河南町、富田林市、千早赤阪、太子町とする。

4月	5月	6月
生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 10月	生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 11月	生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 12月
生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 ・カラオケ、陶芸、手芸 家族介護教室 絵画、組紐、書道、俳句 入浴 ・レクリエーション ・特別浴 家族介護教室 入浴・介助浴 ・特別浴 健康チェック・送迎 給食サービス	生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 ・カラオケ、陶芸、手芸 家族介護教室 絵画、組紐、書道、俳句 入浴 ・レクリエーション ・特別浴 家族介護教室 入浴・介助浴 ・特別浴 健康チェック・送迎 給食サービス	生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 ・カラオケ、陶芸、手芸 家族介護教室 絵画、組紐、書道、俳句 入浴 ・レクリエーション ・特別浴 家族介護教室 入浴・介助浴 ・特別浴 健康チェック・送迎 給食サービス
観月会・たこ焼き	文化祭・鍋物	鍋物デー・クリスマスパーティー
生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 1月	生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 2月	餅つき・忘年会 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 3月
生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 ・カラオケ、陶芸、手芸 家族介護教室 絵画、組紐、書道、俳句 入浴 ・レクリエーション ・特別浴 家族介護教室 入浴・介助浴 ・特別浴 健康チェック・送迎 給食サービス	生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 ・カラオケ、陶芸、手芸 家族介護教室 絵画、組紐、書道、俳句 入浴 ・レクリエーション ・特別浴 家族介護教室 入浴・介助浴 ・特別浴 健康チェック・送迎 給食サービス	生活指導 (個別・全体) 日常生活訓練 (対象者) クラブ活動 ・カラオケ、陶芸、手芸 家族介護教室 絵画、組紐、書道、俳句 入浴 ・レクリエーション ・特別浴 家族介護教室 入浴・介助浴 ・特別浴 健康チェック・送迎 給食サービス
たこ焼きデー・七夕祭り 健康チェック・送迎 給食サービス	納涼盆踊り大会 健康チェック・送迎 給食サービス	敬老祝会・彼岸法要 健康チェック・送迎 給食サービス
お茶会・鍋物デー	節分(豆まき)・鍋物デー	ひな祭り・彼岸法要 たこ焼きデー・鍋物デー

運 営

1. 会議

(1) 部門責任者会議

・会議の目的

部門運営に関する決議機関

・構成員

■ 議事進行: 相談員

■ 書 記: 菊水苑副施設長

■ 特養部門

特養部門責任者

■ 在宅部門

在宅部門責任者・ディ相談員・主任ヘルパー・主任ケアマネージャー

・開催日

毎月1回開催

(2) 職員全体会議(施設外研修報告)

・会議の目的

運営・管理に関する決定事項(施設外研修)の報告

・構成員

■ 議事進行: 施設長

■ 書 記: 相談員

■ 菊水苑全部門職員

・開催日

必要時に開催

(3) リーダー会議(事故対策会議・感染症会議・褥瘡会議・給食会議・身体抑制会議同時開催。)

・会議の目的

リーダー会議: 他部門間との連携。

事故対策会議: リスクマネジメント・インシデント委員会と連携し事故発生状況・対策の把握を行う。

感染症会議 : 感染症対策に関する検討

褥瘡 会議 : 褥瘡発生状況・対策の把握

給食 会議 : 施設生活において、食事は大きな楽しみの一つである事を認識し、嗜好調査等を行い出来る限り入居者の希望に沿った献立、食事方法(形式)、行事等を考えより良い給食作りに努める。

身体抑制会議: 身体抑制者の状況把握・抑制ゼロへの推進。

・構成員

■議事進行:特養主任

■書記:相談員

■看護主任・栄養士・各フロアリーダー・相談員

・開催日

毎月1回開催

(4) サービス担当者会議

・会議の目的

施設サービス計画書・栄養ケア計画書の調整と・サービス内容の検討。

・構成員

■議事進行:特養主任

■書記:相談員

■看護主任・栄養士・各フロアリーダー・相談員

・開催日

毎月1回開催

(5) 入所選考会議

・会議の目的

入所申込者の入所優先順位の決定・待機者状況報告

・構成員

■議事進行:施設長

■書記:相談員

■特養主任・看護主任・相談員

・開催日

毎月1回開催

(6) 各フロア会議

・会議の目的

フロア業務での問題点・入所者の介護サービスについての検討。

・構成員

■議事進行:リーダー

■書記:リーダーにより指名

■フロアメンバー

・開催日

毎月1回開催

(8) クラブ会議

- ・会議の目的

クラブ員の調整・活動における問題の検討。

- ・構成員

施設長により指名

- ・開催日

随時開催

(9) 行事委員会

- ・行事の企画・立案・実行・評価・報告

- ・構成員

施設長により指名

- ・開催日

必要時開催

※担当者は、各部署との連絡調整を行う。

※担当者は、必要時、行事委員会を随時開催。

※書記者は、開催日から3日以内に議事録を作成し報告する。

※担当者は、行事運営上、必要な物品の購入を起案する。

(10) リスクマネジメント委員会

- ・委員の目的

リスクマネジメントの視点から分析・把握・記録を行い事故の傾向・対策を具体的に立案する。

- ・構成員

施設長により指名

- ・開催日

毎月1回開催する。

(11) インシデント委員会

- ・委員の目的

インシデント報告書の収集・データ化・分析を行い、リスクマネジメント委員会と連携を図り、事故未然防止活動を行う。

- ・構成員

施設長により指名

- ・開催日

毎月1回開催する。

(12) 広報委員会

・委員会の目的

施設での行事や出来事をホームページのブログを活用し、地域等に発信する。

・構成員

・施設長により指名

(13) 送迎委員会

・委員会の目的

送迎業務の安全な運行を目指し、送迎マニュアルの更新・管理を行う。

・構成員

送迎業務に携わる職員

・開催日

随時開催する。

会議組織図

